

平成24年度からの 指定管理者を指定しました

市では平成18年度から、公の施設の管理運営を民間事業者などに委ねることができ、「指定管理者制度」を導入しています。

今回、平成24年3月に指定期間が満了した施設の第3期目の指定管理者を次のとおり決定しました。

■指定した施設と指定管理者

- 障害者共同作業所
社会福祉法人あおい会
- 老人憩の家、丹原高齢者生活福祉センター、小松生きがいがいデイサービスセンター
社会福祉法人西条市社会福祉協議会
- 東予総合福祉センター、丹原福祉センター、小松地域福祉センター
社会福祉法人西条市社会福祉協議会
- やすらぎ苑
道前総業有限公司
- 本谷温泉館
株式会社キャップ
- 石鎚ふれあいの里
石鎚ふれあいの里大保木をよくする会

■指定期間

平成24年4月1日～平成27年3月31日の3年間
問合せ
市庁舎本館行政改革推進課
行政改革推進係
TEL0897-52-1364

小児救急医療電話相談事業「#8000」の相談時間を延長します
小児の急な病気やケガに關し、医療機関での受診を要するかどうか判断に迷う保護者からの相談に対し、電話で症状や経過等を聴取した上で助言を行い、医療機関も紹介しています。

延長開始日・相談時間
4月1日(日)～
毎日19時～翌8時
※3月31日(土)まで19時から23時
電話番号
○プッシュ回線・携帯電話
短縮ダイヤル「#8000」
○ダイヤル回線
TEL089-913-2777

相談担当
看護師等
※状況に応じて医師が対応
問合せ
愛媛県医療対策課
TEL089-912-2449

平成24・25年度 後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料の見直しを行っています。医療給付費は、高齢化の進展や医療の高度化などにより、年々増加しています。

愛媛県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の保険料負担をできる限り軽減するため、愛媛県財政安定化基金を最大限活用することとした上で、平成24・25年度の保険料を改定しました。

■平成24・25年度保険料（1人当たり：年額）

	24・25年度	22・23年度
均等割額	44,194円	41,227円
所得割率	8.72%	7.84%
限度額	550,000円	500,000円

■保険料（年額）＝ 均等割額 ＋ 所得割額

保険料(年額)	均等割額	所得割額
○限度額 55万円 ○10円未満 切捨	44,194円	被保険者の前年所得から基礎控除(33万円)後の総所得金額×8.72%

■保険料の負担軽減を継続

- 所得の低い方の軽減 世帯の所得水準に応じて、均等割額を最大9割軽減します。また基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額を5割軽減します。
- 被用者保険の被扶養者だった方の軽減 加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

■年金収入ごとの保険料（単身世帯の一例：年額）

年金収入	軽減割合	24・25年度	22・23年度	増額分
80万円	均等割9割軽減	4,410円	4,120円	290円
150万円	均等割8.5割軽減	6,620円	6,180円	440円
200万円	均等割2割軽減 所得割5割軽減	55,840円	51,400円	4,440円

■保険料決定とお知らせの時期

西条市では7月中旬に、被保険者皆さんにお知らせする予定です。

■問合せ

- 愛媛県後期高齢者医療広域連合
TEL089-911-7733
- 市庁舎本館国保医療課 医療係
TEL0897-52-1212

※収入の種類や金額によって軽減割合は異なります。詳しくはお問い合わせください。